

財産的基礎の確認資料

(1) 一般建設業の場合

- ① 申請の直前決算の財務諸表において純資産合計の額が500万円以上ある場合
 ----- 当該決算期に対応する確定申告書の控え
 (税務署受付印押印のもの)
- ② 申請の直前決算の財務諸表において純資産合計の額が500万円未満である場合
 または個人事業で申請直前の確定申告において財務諸表(貸借対照表)が作成添付されて
 いない場合
 ----- 金融機関等が発行する500万円以上の残高証明書
 (申請時において証明日より4週間以内のもの)

(2) 特定建設業の場合

- 申請の直前決算期に対応する税務署提出分の確定申告書の控え(税務署受付印押印のもの)
- 個人の場合 決算書のうち、貸借対照表、損益計算書
- 法人の場合 決算書のうち、貸借対照表、損益計算書、付属明細書

※確定申告を電子申告した場合は、税務署が受付を確認した返信メール(メール詳細)の打ち出しを添付してください。

特定建設業許可の財産的基礎計算式

項 目	法 人	個 人
① 欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金(負の場合のみ)} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{任意積立金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定})}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
② 流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③ 資本金額	資本金額 \geq 2,000万円	期首資本金 \geq 2,000万円
④ 自己資本	純資産合計 \geq 4,000万円	純資産合計 \geq 4,000万円